

令和7年度 岡山県立高梁城南高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校の設置する部活動

- (1) 運動部活動（10 うち男子10、女子8）
バレーボール（男女）、ソフトテニス（男女）、卓球（男女）、サッカー（男）、剣道（男女）、
バスケットボール（男女）バトミントン（男女）、陸上競技（男女）、ライフル射撃（男女）、
軟式野球部（男）
- (2) 文化部活動（7）
写真部、美術部、社会問題研究部、電子工学部、吹奏楽部、郷土芸能部 地域連携部

2 目 標

- (1) 運動部においては、運動習慣の確立等を図り、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた学校生活を送ることができるようにする。
文化部においては、生涯にわたる芸術文化等の活動に親しむ基盤を養成するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力・判断力を育む。
- (3) 生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む。
- (4) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

- (1) 休養日及び活動時間について
 - ① 休養日 平日：各部の実情に応じて週1日設定することを原則とする。
休日：土曜日又は日曜日いずれか1日設定することを原則とする。
 - ② 活動時間 平日：16：00～18：30（原則2時間以内、19：00 完全下校）
休日： 9：00～16：00（原則3時間以内）
 - ③ その他
 - ・定期考査1週間前は原則として部活動は停止期間とする。ただし、顧問が必要と認めた場合は、顧問付き添いのもと90分程度まで活動することができる。但し、終了時刻を次のように定める。
☆4校時の場合は14：30 ☆6校時の場合は17：30
 - ・定期考査中は原則として部活動は禁止とする。ただし、活動を必要とする特別な理由がある場合は、「部活動特別練習実施伺書」を提出することにより、顧問付き添いのもと90分程度まで活動することができる。但し、保護者にも通知するとともに終了時刻を次のように定める。
☆2校時の場合は12：30 ☆3校時の場合は13：30 ☆4校時の場合は14：30
- (2) 大会・コンクール参加、県外遠征等
 - ・主催者が学校体育連盟・学校文化連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征等を計画する場合は、生徒派遣委員会の承認を得ること。

4 その他

- (1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組
 - ・顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
 - ・4月：部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。
- (2) 部活動顧問会議（研修会の実施等）について
 - ・年度始めに顧問会議を実施し共通理解を図ることとする。
- (3) 部費の取扱について
 - ・部費を徴収する部においては決算報告を校長に提出し、保護者に報告する。
- (4) 活動計画・活動実績について
 - ・顧問は毎月の活動計画・活動実績を校長に提出する。
- (5) 同好会においても本活動方針に準じる。